- 1. 件名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1、3号機(343))」
- 2. 日時:令和2年8月6日 10時30分~12時10分
- 3. 場所:原子力規制庁 9階A会議室(一部 TV会議システムを利用)
- 4. 出席者 (※・・TV 会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、宮本安全審査専門職

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 原子力運用管理担当部長 他13名※

5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から、令和2年7月22日に提出のあった高浜発電所第1号機から第4号機の廃樹脂処理装置共用化他に関する設計及び工事計画の概要について、資料に基づき説明がなされた。
- (2) 原子力規制庁は、関西電力からの説明を受け、以下の点について説明を求めるとともに、引き続き審査を進める旨伝えた。
 - 〇廃樹脂処理装置他の共用化の範囲を一覧表にして概要説明資料に反映すること。
 - 〇新設する使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器について、最高使用圧力 及び温度の考え方を説明すること。
 - OA、B、C、D 廃樹脂貯蔵タンク漏えい検出装置の取替え理由(E、F、G、H 廃樹脂貯蔵タンク漏えい検出装置を取り替えない理由を含む。)を具体的に説明すること。
 - 〇使用済樹脂計量タンク室の増設壁及び使用済樹脂移送容器の遮蔽について、技術 基準規則第42条(生体遮蔽等)の適用要否判断理由を具体的に説明すること。
 - 〇使用済樹脂計量タンク室の増設壁について、主要設備の配置の状況を明示した平 面図の添付要否理由を具体的に説明すること。
 - ○廃樹脂の移送に当たっては取り合い配管と接続することから、液体状の放射性廃棄物の漏えい拡大防止能力について、具体的に説明すること。
 - 〇構内運搬する使用済樹脂移送容器について、放射性廃棄物運搬用容器に係る計算 書の添付要否理由を具体的に説明すること。
 - ○1号機側に使用済樹脂移送容器が存在するときの遮蔽設計区分の考え方を具体的 に説明すること。
 - 〇使用済樹脂移送用のフレキシブルホースの耐放射線性について、ホース内に流れる使用済樹脂の放射能濃度及びホース内面のガンマ線吸収線量率の考え方を説明 すること。
 - 〇使用済樹脂移送用のフレキシブルホースの曲げ疲労試験について、試験方法に採 用した規格等を説明すること。
 - 〇使用済樹脂移送用のフレキシブルホースの経年劣化について、試験結果を外挿し

てホース外面ゴム層の寿命推定を行うことの妥当性を説明すること。

(3) 関西電力より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- ・高浜発電所 廃樹脂処理装置共用化他に係る設計及び工事計画認可申請について 概要説明資料
- ・高浜発電所 廃樹脂処理装置共用化他に係る設計及び工事計画認可申請について 補足説明資料
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書
- ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書

以上